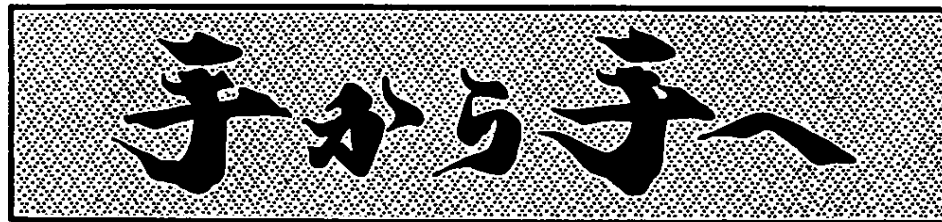


この『手から手へ』は全教職員に配布しています。 まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

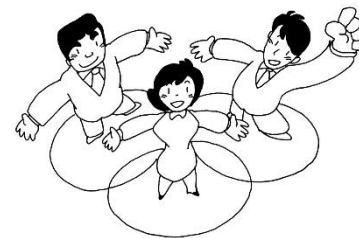
発行  
東京都立大学労働組合  
TEL=042-677-0213  
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp  
HP=http://tmu-union.org/



第 2889 号

2021 年 5 月 19 日

# 一時金要求団交～5月17日 回答指定日は5月27日 新型コロナウイルス感染防止対策も要求



東京都立大学労働組合は、5月17日（月）に「東京都公立大学法人に働く教職員の賃金・雇用・労働条件・休暇等に関する要求」および「夏季一時金に関する要求」の提出団交を行いました。

冒頭、当局から、新型コロナウイルス感染防止対策に対する組合の協力に対して、感謝するとの発言がありました。夏季一時金については、都労連が加盟している大都市協の統一要求の2.5月以上の一時金を支給するよう要求しました。

賃金・雇用・労働条件・休暇等に関する要求では、新たに新型コロナウイルス感染対策について、要求を加えました。また、旧非任期教員への差別賃金の早期解消などを要求しました。

回答指定日は5月27日（木）です。

\*\*\*\*\*

【組合】本日は、夏季一時金および賃金・雇用・休暇に関する要求を提出します。要求については、後ほど書記長が説明します。

新型コロナウイルス感染の拡大が続き、4月23日に4都府県に出された3度目の緊急事態宣言は、5月12日に愛知、福岡を加え6都府県に対して、さらに昨日から、北海道、岡山、広島を3道県を加えて、5月31日まで発令されています。都内は感染者の増加に、まだまだ安心できない状況が続いています。法人内でも、連日新たな感染者が報告されています。4月からは原則、対面授業が行われていますが、通常業務に加えて、日々切迫の度を高める新型コロナウイルス感染症への対応など、教職員は日夜懸命に働いています。

「賃金・雇用・休暇に関する要求」には、新型コロナウイルス感染症対策に関する要求を新たに加えています。

日本で一番の高物価である首都圏で生活する教職員は、生活改善につながる大幅賃上げを切実に求めており、夏季一時金の支給月数増は、職場組合員の強い要求です。

東京都立大学労働組合は、一時金について、さらなる支給月数増を求めるとともに、最低賃金引き上げ、非常勤契約職員、非常勤講師、臨時職員の格差是正・均等待遇を求め、特任教員を一時金の支給対象とすることも求めています。

これまで、繰り返し要求してきましたが、「任期制を選択しなかった」教員の号級上の格差を解消する問題です。2020年4月から、「パートタイム有期雇用労働法」が施行され、2021年4月からは中小企業を含めて全面適用となりました。法の趣旨は、「同一労働・同一賃金」です。首都大学東京の時代、任期の有無に関わらず、同等の職務を全うしてきたことは、当局も認めているところです。

任期制を選択した教員の昇給制度は、5年間で20号昇給するという、従前の昇給幅であり、任期制というリスクを補うものではありませんでした。任期制を選択しなかった教員の昇給を低く抑えることで、あたかも任期制に対するインセンティブを与えていたかのように見せていたに過ぎないものです。標準で1年4号の昇給は当然のことです。非任期を選択した教員に対する給与の格付けの問題については、早急に是正を強く求めます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、困難な事態の中で奮闘している教職員が安心して仕事ができるよう、必要な感染防

止対策を求めるとともに、夏季一時金を要求書の通り支給することを要求します。

5月27日までに誠意ある回答を求めます。

私からは、以上です。

【当局】それでは、私から申し上げます。

ただ今、東京都立大学労働組合の皆さんから、「夏季一時金に関する要求書」及び「東京都公立大学法人に働く教職員の賃金・雇用・労働条件・休暇等に関する要求について」を承りました。

内容が多岐にわたるほか、経営的事項に係る内容も多く盛り込まれておりますので、今後精査してまいります。

さて、現在の社会経済情勢を見ますと、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見通せない中、企業の業況判断や雇用情勢にも深刻な影響が残っており、景気は依然として厳しい状況にあります。今春闘におきましても、国内外の経済を巡る先行き不透明感を背景に、ベースアップを見送る企業や昨年を下回る水準の回答となる企業が見られるなど、これまで続けてきた賃上げの機運に変化が生じております。

また、法人の設立団体である都におきましても、最優先課題である感染症対策に加え、安全安心な2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備など、喫緊の課題に対して総力を挙げて取り組んでいく必要があるところ、都の税収構造が景気動向に左右されやすい不安定な構造にあることに加え、令和元年度税制改正において地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられたことにより、今後も厳しい財政環境が続くものと想定していると聞いております。

このように、法人を取り巻く社会経済情勢は、ますます厳しい状況にありますが、第三期中期計画を着実に推進しつつ、感染症対策をしっかりと行いながら、これまで以上に魅力ある大学づくりを行っていくことが必要であると考えております。

裏面に続く⇒

そのためにも、教職員一人ひとりの力を余すところなく結集し、相乗的に効果を発揮させる体制を構築していくことが重要であると認識しております。

いずれにいたしましても、教職員の勤務条件につきましては、これまで培ってきた労使の信頼関係のもと、皆さんと協議を尽くして

いくという考えに変わりはありませんので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

2020組発第4号

2021年5月17日

東京都立大学法人  
理事長 山本 良一 殿

東京都立大学労働組合  
中央執行委員長 左古 輝人

### 夏季一時金に関する要求書

新型コロナウイルス感染の拡大が続き、3度目の緊急事態宣言も延長されました。都内は感染者の増加に、まだまだ安心できない状況が続いています。4月からは原則、対面授業が行われています。通常業務に加えて、日々切迫の度を高める新型コロナウイルス感染症への対応など、教職員は日夜懸命に働いています。

日本で一番の高物価である首都圏で生活する教職員は、生活改善につながる大幅賃上げを切実に求めており、夏季一時金の支給月数増は、職場組合員の強い要求です。

東京都立大学労働組合は、一時金について、さらなる支給月数増を求めるとともに、最低賃金引き上げ、非常勤契約職員、非常勤講師、臨時職員の格差是正・均等待遇を求め、特任教員を一時金の支給対象とすることも求めています。

新型コロナウイルス感染の拡大防止の配慮しつつ、困難な事態の中で奮闘している教職員が安心して仕事ができるよう、夏季一時金を下記のとおり支給することを要求し、誠意ある回答を求めます。

#### 記

1. 教員、正規職員については、賃金2.5月以上を6月30日までに支給すること。
2. 非常勤契約職員、特任教員についても、同様に支給すること。
3. 以上の回答を、5月27日までにを行うこと。

2020組発第5号

2021年5月17日

東京都立大学法人  
理事長 山本 良一 殿

東京都立大学労働組合  
中央執行委員長 左古 輝人

### 東京都立大学法人に働く教職員の 賃金・雇用・労働条件・休暇等に関する要求について

東京都立大学法人で働く教職員の労働環境や生活を左右する未解決の問題が多くあります。

私たちは、従来から要求していた課題の中で、緊急に解決を要する事項について、改めて以下のように要求し、当局の真摯な対応を求めます。

#### 記

#### I. 教員の賃金・労働条件について

1. 新しい人事制度への接続に当たっても残った旧「任期なし教員」の号級俸上の差別を早期に解消すること。
2. 基本給を月額相当で、一律21,000円以上引き上げること。
3. 特任教員、非常勤講師にも、一時金を支給すること。
4. 助教の人事制度を抜本的に改善すること。

「優秀な人材確保の観点」から、助教の任期を撤廃すること。

当面5年の任期を置くとしても、優秀な人材については、「優秀な人材確保の観点」から1回目の更新時に無期転換すること。

次ページに続く⇒

5. 扶養手当・住居手当を年俸とは別に支給すること。
6. 産休・育休制度、一時保育施設を必要に応じて拡充すること。
7. テニユアトラック付き助教、特別荣誉教授、先端研究者、研究重点教員支援制度の運用及び、新たな人事制度の策定にあたっては、組合と話し合いの機会をもつこと。
8. サバティカルの要件を満たしている教員がすべて取得できるようにすること。  
取得した教員に割り当てる代替教員の人数を実態に合わせること。
9. 任期評価、再任判定について、2007年12月18日の確認事項を遵守すること。
10. 非常勤講師に対する報酬制度の見直しを行い、受講生不足などで開講できない授業に対して、休業手当を支給すること。
11. 年度初めに約束した「年俸」を下回らないこと。
12. 法人カードで購入した航空券のマイルを加算できるようにし、職務に有効に活用できるようにすること。
13. クロスアポイントメント制度で出向した場合、不足分のエフォートの代替措置をとること。

## II. 職員の要求について

### 1) 都派遣職員の賃金・雇用に関する要求

1. 都労連が提出した、2021賃金・労働条件改善に関する基本要求を実現するよう、東京都に対して働きかけること。
2. 都労連要求をふまえた、定年延長を含む、高齢期雇用制度を確立すること。無年金期間の再任用職員の賃金を改善すること。
3. 制度の国準拠を排して、地域手当を本給に繰り入れること。

### 2) 法人職員全般にわたる要求

1. 基本給を一律21,000円以上引き上げること。
2. すべての職員に業績評価を開示すること。
3. 当面、業績評価の開示申請については、すべての職員に直接、書面で通知すること。
4. 業績評価の分布率を開示すること。

### 3) 非常勤契約職員に関する要求

#### (1) 賃金・雇用に関する要求

1. 同一労働同一賃金の原則に則り、賃金を改善すること。
2. 契約更新された非常勤契約職員に対して、昇給額を改善すること。
3. 司書、看護師、技術職員の給料表の足伸ばしを行うこと。
4. 有期雇用の非常勤契約職員を期限の定めのない雇用に変更すること。当面、一般事務職について、更新回数に制限を設けないこと。
5. すべての非常勤契約職員に一時金を支給すること。
6. 住居手当、扶養手当、単身赴任手当を支給すること。
7. 2015年度限りとされていた正規職員1級への内部登用選考を復活させること。看護師、技術職員についても実施すること。
8. 更新回数満了前の雇い止めについては、苦情処理の制度を設け、十分な説明責任を果たすこと。

#### (2) 休暇に関する要求

1. 都派遣職員との均衡を失しないよう、休暇制度を改善すること。
2. 夏季休暇をまとめて連続して取得できる環境とすること。

### 4) 正規職員に関する要求

#### (1) 賃金・雇用に関する要求

1. 退職手当算定期間に、非常勤契約職員や常勤契約職員の期間を含めること。
2. 都派遣職員を下回らない賃金とすること。
3. 中途採用者の前歴換算を改善すること。
4. 同一労働同一賃金の原則に則り、賃金を改善すること。
5. 1級の正規職員を2級正規職員に転換すること。
6. 定年延長を行うこと。無年金期間の継続雇用職員の賃金を改善すること。

#### (2) 休暇に関する要求

1. 都派遣職員との均衡を失しないよう、休暇制度を改善すること。
2. 夏季休暇をまとめて連続して取得できる環境とすること。

### 5) 臨時職員について

1. 同一労働同一賃金の原則に則り、賃金を改善すること。  
少なくとも高卒初任給の時給相当額を下回らない額とすること。
2. 業務の停滞を生じないよう、雇用期間について上限を廃止して柔軟な対応を行うこと。
3. 定年年齢を少なくとも70歳とすること。

## III. 図書館の開館等に関する要求

1. 開館時間延長に必要な人員を確保すること。
2. 警備員による巡回など、安全確保の措置をとること。
3. 午後10時以降、及び日曜日の勤務については、割増の賃金を支払うこと。
4. 産業技術大学院大学図書館の業務委託は夜間開館時間に限ること。

## IV. 次世代支援対策に関する要求（男女共同参画社会をめざして）

1. 一般事業主行動計画の作成と実施にあたっては、組合の要求を踏まえるとともに、組合と協議すること。
2. キャンパス内に保育園を設置するなど、子育て、育児を支援する方策を実施すること。  
これまでの休日一時保育制度を存続させつつ、新たに開設した一時保育施設の充実をはかること。

3. 非常勤契約職員については、以下を要求します。
  - イ. 出産休暇については、有給とすること。
  - ロ. 育児時間を創設すること。
  - ハ. 早期流産休暇および妊娠症状対応休暇を有給で認めること。
  - ニ. 育児参加休暇を創設すること。
  - ホ. 出産支援休暇を創設すること。
  - ヘ. 産休・育休代替については、アルバイトではなく非常勤契約職員をあてること。
  - ト. その他、都派遣職員との均衡を失しないよう、労働条件を整備すること。

#### V. 公契約条例の制定について

公契約における適正な労働条項を義務づけるILO94号条約を批准するように、国に働きかけること。東京都に対しては、工事・業務委託・管理会社などのさまざまな公契約で適正な賃金の支払いを義務づけ、これを遵守しない業者などを排除するシステム等を内容とする公契約条例の制定について働きかけること。

#### VI. 新型コロナウイルス感染対策について

1. 希望する教職員、学生にPCR検査を行うこと。
2. 感染予防に必要な衛生用品を支給すること。
3. 室内換気の目安を判断できるよう、二酸化炭素濃度センサーを設置すること。
4. 換気のため、扉を開放できるよう、ドアストッパーを設置すること。壊れて開けられなくなった窓を修理すること。
5. 非常勤講師に、オンライン授業を行う際に必要な機器や、消耗品などのかかる費用を支払うこと。
6. 生協や食堂の委託業者に営業が持続できるよう支援を行うこと。
7. 学級閉鎖などで、児童・生徒を養育する場合は、有給休暇とすること。

### 組合員のみなさまへ

5月17日(月)～5月24日(月)正午まで、  
本部役員の信任投票を行っています。  
投票がまだの方、忘れず投票しましょう！

